

平成28年（ワ）第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告ら ■■■■■ 外117名

被告 国

平成29年（ワ）第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外92名

被告 国

原告準備書面（15）の口頭弁論要旨

（新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容）

2018（平成30）年9月18日

長崎地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 太田 久美子

はじめに

この準備書面（15）は、「新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容」

と題し、前回口頭弁論において陳述した原告準備書面（13）〔新安保法制法の違憲性（総論）〕、同準備書面（14）〔新安保法制法の違憲性（各論）〕とともに、「新安保法制法の違憲論」に関する3部作の一つということになります。

そして、本準備書面では、①新安保法制法が「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の実施法」にほかならず、行政ガイドラインが法律に優先しているという逆転現象を起こしていることを指摘し、②有事法制と新安保法制には密接不可分の連続性があり、これらによって国民・市民の権利が制限されること、及び、その制限の内容を明らかにしています。また、③新安保法制法は、日本の国家・社会構造の変容の危険性をもたらすものであり、それとの関わりで、秘密保護法、共謀罪、軍需産業と経済構造の変化、軍事研究と学問の自由などの問題点を取りあげています。

以上の点を総括的にまとめるとすると、次のように整理することができます。

1. 軍事と国家の論理が優先する国と社会と国民生活

（1）新安保法制法は、憲法9条に違反し、その歯止めを外して、集団的自衛権の行使を認め、武力行使をする他国軍隊の後方支援等によってその武力行使と一体化する自衛隊の活動を認め、PKOや外国軍隊の武器等防護での武器使用を拡大して、ここでも武力行使に至る危険を拡大しました。すなわち、新安保法制法は、日本国憲法の下で戦争を放棄した恒久平和主義に基づく国の在り方を排斥し、自衛隊を「実際に武力を行使できる軍隊」へと転換し、日本を「武力を行使できる国」、「戦争をすることができる国」へと、「日本の国としての在り方」を根本的に変えてしまいました。

いつでも戦える国、戦う準備をする国になることは、国の政策が根本的に転換され、財政、教育、福祉その他国の政策全体の中で、軍事的必要性が優先されていきかねないことを意味します。また、戦争遂行体制ないしその準備体制の構築に向けて、個人よりも国家に価値を置き、国家・公共のための個人の権利制限が当然視され、日常の社会生活や文化においても、そのような価値観の浸透が図ら

れることになりかねません。

その場合に、真っ先に制約を受ける危険性の高いのは、言論・表現の自由、知る権利の制限であるということになります。言論・表現の自由については、平成25年12月の秘密保護法の制定で、知る権利と取材・報道の自由が大きく制限されるに至っています。また、一定の犯罪に該当するとの嫌疑により計画（共謀）の段階から捜査、処罰の対象とする共謀罪により、言論・表現の自由が大きく制約される危険性もあります。安保法制の下では、これらの相乗効果によって戦争遂行体制ないしその準備体制の構築が容易となって、国民・市民もその個人の権利の制限を甘受せざるを得なくなっているのです。

（2）そして、この点については、自由民主党の平成24年4月の憲法改正草案が「日本の国の在り方」として、どのようなものが目指されているかを考えればよく分かります。ここでは、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」とされ（同案12条）、表現の自由についてもあえて「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」を行うことを禁じています（同案21条2項）。立憲主義の根本思想である天賦人權説と個人の概念は否定され、憲法13条の「個人として尊重される」はわざわざ「人として尊重される」と書き換えられています。総じて、権力を縛る憲法ではなく、国民を国家が統制するための憲法としての性格が顕著といえます。

前文はすべて書き改められていますが、ここには復古的な国家観・国民観が端的に表出されています。「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」とされ、国防軍を備えた「国家優先の伝統と文化を守る国」として、日本の在り方が展望されているのです。

2. 国家戦略の中での軍需産業・軍事研究の拡大と社会の変容

（1）平成25年12月閣議決定の「国家安全保障戦略」では、わが国が国際政

治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際平和に寄与していくことを国家安全保障の基本理念として掲げ、「経済力及び技術力の強化に加え、外交力、防衛力等を強化し、国家安全保障上の我が国の強靱性を高めること」を国家安全保障上の戦略的アプローチの中核と位置付けました。

その戦略的アプローチの中の一つに、「防衛装備・技術協力」があり、防衛装備品等の国際共同開発・生産等に参画することが求められており、「武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする」と、武器輸出禁止原則を見直すことを打ち出しました。

また、戦略的アプローチの他の項目として「技術力の強化」を掲げ、我が国の高い技術力は価値ある資源であり、「デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力の強化を図る必要がある」「産官学の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するよう努めていく」と、踏み込んだ戦略を明らかにしたのです。その上で、国内基盤の強化として、「我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化」「知的基盤の強化」を掲げ、「高等教育機関における安全保障教育の拡充・高度化、実戦的な研究の実施等を図るとともに、これら機関やシンクタンク等と政府の交流を深め、知見の共有を促進する」としています。ここに明確に、いわゆる「軍学共同」「軍産共同」の方針が示されているのです。

このように、新安保法制法は、まさにこの国家安全保障戦略の核心を担う法制であり、その法制が制定された今、前述のような動きが加速しつつあるといえます。

(2) また、国家安全保障戦略を受けて、安倍内閣は、平成26年4月、従来の武器輸出三原則に代えて「防衛装備移転三原則」を閣議決定しました。また、平成27年10月には、防衛省の外局として「防衛装備庁」が設置され、武器の調達・開発だけでなく、輸出をも含む「諸外国との防衛装備・技術協力の強化」が

任務とされたのです。

また、この防衛装備庁の発足に合わせて、日本経団連は、同年9月（安保安法制の参議院採決の4日前）、「防衛政策の実行に向けた提言」を発表しています。提言は、安保安法制が成立すれば、自衛隊の国際的な役割の拡大が見込まれ、自衛隊の活動を支える防衛産業の役割は一層高まるとし、「防衛装備品の海外移転は国家戦略として推進すべきである」としています。また、「研究開発の拡充、装備・技術協力、契約制度改革、企業と省庁との連携強化を着実に実施すべきである」と述べるとともに、「基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべきである」と述べてもいるのです。その他この提言は、国際共同開発・生産の推進、官民一体となった展示・販売戦略の展開等の必要性を説いて、防衛産業の発展に努めることを強調しています。これは、国家安全保障戦略にいう「産官学の力の結集」を具体化させようとするものであります。

産業界の軍需への期待は高まっています。それを奨励し、推進しようとする政府の姿勢も明らかであります。日本の企業の軍需依存率はまだ低いといえますが、これは戦後憲法9条が存在し、武器輸出禁止原則等が採られてきたことの反映です。しかし、経済界も上記のように変わりつつあり、武器の製造や輸出を推進すれば、その軍需依存率は増大し、企業にとって不可欠なものになっていくこととなります。そこに働く労働者もまた、武器を作れ、武器を売れと要求するようになります。「武器輸出を推進することにより、政治家のみならず、官僚達もその利権に染まっていく。武器産業はもとより、労働者も武器が売れることを喜ぶ。そして、最終的には、官民ともに心のどこかで戦争や紛争が起きることを望むような国になってしまう」。それは戦争への最後の歯止めが失われることといえます。

以上